

平成 28 年 7 月 15 日

保護者様

千葉県立船橋法典高等学校
校長 武田 伸一

夏季休業中の生活について（お願い）

保護者の皆様には益々御健勝のこととお喜び申し上げます。夏季休業を迎え、長い期間お子様は学校から離れ、御家庭での指導下におかれることとなります。夏季休業を境に生活に乱れの生じてくる生徒もおります。休業中の御家庭における御指導の程よろしくお願いいたします。

1 学力の充実を

しっかりとした学習の計画を立て実行させてください。

- (1) 1, 2 年生は、習った科目の復習と 2 学期の授業の予習を中心に。3 年生は今までに習ったものの整理や、自己の進路志望に近づけるように取り組ませてください。
- (2) 1 学期成績の振るわなかった生徒には夏季休業中にしっかりと勉強させてください。特に課題が出されている場合には、確実にこなしてほしいと思います。2 学期になってあわてることのないよう御指導をお願いします。

2 規則正しい生活を

規則正しい生活を送らせてください。なんでもないようですが、休み期間中それを守ることが大変です。気持ちもゆるみがちになりますが、本人の気持ちに加えてまわりの協力も大切です。

- (1) 夏季休業中の計画を作成させてください。
- (2) 外出するときは、用件、同行者、帰宅時間をはっきりさせることは大切なことです。友人宅への外泊もやめさせるようにしてください。外泊は、タバコ、違法薬物、不純異性交遊などの問題行動を起こす第一歩で、素行の乱れをつくるものとなります。よく保護者が承知しているからということで行き来させる家庭もあるようですが、高校生の夜遊びは多くの問題を含んでいます。保護者と約束した時間に帰宅させることが大切です。なお、**未成年者の外出は午後 11 時から翌日午前 4 時まで補導の対象となります。**（千葉県青少年健全育成条例第 23 条）
- (3) インターネット・携帯電話の使用について、基本的なルールやマナーを守らせてください。インターネット上においてサイバー犯罪の被害者や加害者になっている例も聞かれますので十分注意するように安全な使用をさせてください。また、被害にあわないための有効な対策として、フィルタリングサービス（インターネット上にウェブページ等を一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能）の利用が普及促進されていますので、利用している携帯会社に確認してみてください。
- (4) アルバイトは、「アルバイト承認願」の提出が必要です。実施にあたっては職種等よく相談にのっていただきたいと思います。学習計画に支障が出たり、休業後の生活に乱れが生じるようでは困ります。3 年間の短い高校生活、今のうちにやっておかなければならないことが沢山あるはずです。
- (5) 「インフルエンザ」等の感染症に対しては、関係通知や最新の感染情報等に気を配り注意してください。
- (6) 同窓会、クラス会等、友人の集まることがこの時期に多いようです。その席上、つい大人の真似をして飲酒、喫煙等が考えられますが、絶対に手を出さないよう御指導ください。

- (7) 金銭の強要等に関する問題行動が発生する場合があります。そのようなことに関わることをないように十分注意してください。
- (8) 旅行、登山等については、保護者も子供と共に十分な検討を加え、担任を通じて旅行許可願を提出してください（学割申請は旅行許可願についています）。
- (9) 部活動や対外競技は顧問と連絡を密にして、事故のないように御協力ください。
- (10) 休み中、適度の運動も忘れないようにさせてください。
- (11) 家庭や地域の人々との人間的なふれあいを大切にして、その一員としての自覚を深めさせてください。また、家族の手伝いや会話の場を与えてください。

3 生命を大切に

高校生の交通事故による死傷者が増えています。オートバイの関係するものに加えて、自転車による事故が激増してきました。交通事故防止について家庭ぐるみで取り組んでいただきたいと思います。

- (1) 本校は、オートバイ、自動車等の免許取得を禁止しています。（3年生は、12月より進路内定者で2学期の成績で赤点の無い者に限り許可制で自動車教習所に通うことを認めています。）
- (2) 自動車、オートバイ等の無免許運転及びオートバイ等への同乗はさせないでください。
- (3) 暴走族の仲間入りや、一緒になっての行動をさせないでください。
- (4) 自転車の安全運転に心掛けてください。二人乗り、スピードの出し過ぎ、無灯火などはたいへん危険です。また、休業中に自転車点検を実施してください。

4 その他

休み期間中は、高校生が思いもよらない危険な事故や事件に巻き込まれる恐れがあります。そのようなことにならないために家族でよく話し合う機会をもってください。

- (1) 飲酒、喫煙、大麻・覚せい剤等の違法薬物は、非常に有害かつ危険であるばかりでなく、法律にも触れますので絶対に手を出さないようにさせてください。特に大麻、危険ドラッグ、覚せい剤、MDMA（合成麻薬）等の薬物乱用については、その有害性、危険性等について正しく理解させてください。
- (2) いじめを防止し、他人への思いやりの心を育て、一人ひとりのかけがえのない命を大切にできるよう話し合ってください。

<相談窓口の紹介>

千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446
(月～金8:30～17:15 いじめ相談については、24時間・休日も受付)

【緊急時の学校への連絡方法】

平日 8:20～16:50 学校の電話番号 047(438)0721

※土曜、日曜、祝日は事務室が閉鎖しているため、電話での対応は不可です。
恐れ入りますが、上記以外は担任または学年主任までご連絡をお願いします。